

ぐるっと埼玉ポイント60の実施要領

平成28年5月1日

実施期間 平成28年5月1日～12月31日（8ヶ月）

実施要領 各ポイント（市町村）の施設等を自転車で巡り証拠となるものを提出して下さい。

- ①同日で同じポイント地点の確保はできません。
- ②証拠とは日付の入った写真、記念スタンプ、入場券、買い物レシート等
- ③各ポイントでの証拠品となるものを台紙に貼り付けてください。
- ④施設等はあくまでも協会で調べたもので、記載のないものもあります。
ポイントはあくまでも市町村を訪ねるものですので、リストにない施設等については説明文を付けて下さい（新しい発見があるかも）。

表彰 ポイント獲得数により表彰、記念品を進呈します。

締切 1月31日までに協会に資料等を送付してください。

- その他
- ①あくまでも自転車で回るものです。違反のあった場合は表彰を取り消すこともあります。
 - ②自転車走行では交通ルールを守り、他の人の迷惑にならないような心づかいをしましょう。
 - ③施設等での駐輪は十分配慮してください。
 - ④ヘルメットの着用や賠償保険の加入をお勧めします。